明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（**総務**七一）　一
○じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八二）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**三七）　五
○船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**二）　二九

〔告　示〕

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**総務**二四六）　二九
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**九八七）　三〇
○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する件（**国土交通**六九七）　三四
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一六〇）　三四

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三八
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、本州四国連絡高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認関係　四四
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　四九

省　令

○総務省令第七十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の三の二及び第三十六条の四並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五並びに第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

総務大臣　原口　一博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「設置場所の腐食環境条件の」を削り、同項第二号中「前号以外の場所」を「前三号に規定するもの以外の地下貯蔵タンク」に改め、同号を第四号とし、同項第一号中「電気的腐食」の上に「前二号に規定するもの以外の地下貯蔵タンクで」を、「場所」の下に「に設置されたもの」を加え、同号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じた告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク　告示で定める塗覆装

二　前号に規定するもの以外の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク　告示で定める塗覆装及び電気防食

第二十三条の三中「定めるいずれかの」を「掲げる当該地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定める危険物の漏れを検知する」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（当該地下貯蔵タンクの内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じたもの又は電気防食により保護されたものを除く。）　地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備

二　前号以外の地下貯蔵タンク　前号に定める設備又は地下貯蔵タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備

第二十四条の二の三を次のように改める。

（強化プラスチックの材質）

第二十四条の二の三　令第十三条第二項第三号ロの総務省令で定める強化プラスチックは、次の各号に掲げる樹脂及び強化材で造られたものとする。この場合において、強化プラスチックは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、告示で定める耐薬品性試験において告示で定める基準に適応することがあらかじめ確認されていなければならない。ただし、自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（日本工業規格K二二〇五「重油」に規定するもののうち一種に限る。）については、当該確認を要しない。